

山梨県公報

号外第四十七号

平成二十二年
六月十七日

木 曜 日

縦覧に供する期間 平成二十二年六月二十四日

目 次

選挙管理委員会

- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一
- 参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十二年七月十一日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十二年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 戸 栗 敏

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十二年六月二十三日(ただし、年齢については同年七月十一日)

二 登録を行う日 平成二十二年六月二十三日

三 縦覧に供する期間 平成二十二年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十條の七第一項の規定により、平成二十二年七月十一日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十二年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 戸 栗 敏

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番